



# ハグマンレター



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所

P1

コラム

## どちらの会社を選びますか？

ある知り合いから会社のビルの雨漏り修理の業者を紹介してくれないかと相談があり、諸条件を検討のうえで、ある建設会社（A社）を紹介しました。施主はすでに他から紹介してもらった別の建設会社（B社）から見積を取っているらしく、もう少し安くならないかとのことでした。ここまではよくある話だと思います。

紹介してしばらくして、A社の担当者から連絡がありました。見積を出すために現場を見に行ったところ、ひとつ大きな問題があるとのこと。ビルの壁面4面のうち3面は問題なく足場が組めるけど、1面は隣接する建物が隙間なく接近し、かつ古く錆びたトタン屋根であり、果たしてこの上に梯子を掛けさせてもらっても大丈夫なのかどうか、それによって工事の方法とコストが大きく変わるので、その確認ができないと見積が出せないと。その点について施主に質問すると、B社からは何も聞かれなかったようで、以前の工事でも何も問題なかったとの回答があり、それ以上の確認が取れずじまいになりました。

私も現場で撮ってきた写真を見ながら説明を受けて、これは難しそうだなと思いました。依頼してきた知り合いには、一度B社にもその点を質問してみたら？と促してみましたが、最終こちらはその回答を得られないまま断られてしまったので、それ以上は無事に工事が完了することを祈るしかありません。一体どんなやり方で工事をされるのか興味があります。

実は数年前に壁面の工事をしていたと後に聞きましたが、3面しか工事してなかったようで、もしかしたら足場の困難さから残る1面の工事を断念したのではないかと疑ってしまいます。そして今回の雨漏りはその工事していない壁面から生じていることを考えると、やはり肝心の残る1面をどういう方法で工事できるのかが、問題解決の鍵であることはハッキリします。やはりB社にその点はよく確認をした方がいいのではと思ってしまう。

リフォームとか修理の工事は、その状況も様々なうえに、どこまでどんな工事をするかで結果も大きく変わってくる可能性があります。もちろん会社によって技術や経験の違いもあります。単純に見積金額だけで比較できません。業者の選定はとても重要です。

私どもの事務所でも、過去に雨漏りがあり、施工した業者が、雨漏りが発生する度にあちこち原因を推測してコーキングし直したり掘り返したりしながら、結局解決できずに、何度も電話しているうちにまたかと嫌がって電話にも出してもらえなくなった経験もあります。仕方なく別の建設会社さんに依頼すると、一発で原因が屋根の継ぎ目にあることを見極めて、見事に解決に至りました。それまでの工事は一体何だったんでしょうかと訝りました。今回紹介した建設会社はその一発正解のA社さんだったんですけどね。業者の選定は、見積からよく検討されて、しっかりとした工事のできる場所を選ぶようにしましょう。



情報

P2

## 固定資産税の減免措置

新型コロナウイルスの影響で、事業収入が一定以上減少している中小企業者・小規模事業者に対して、令和3年度の固定資産税・都市計画税が減免されます。

### □減免の対象となるもの

- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- 事業用家屋に対する都市計画税 ※土地は対象となりません。

### □申告時期

令和3年1月～1月31日までの予定です。(詳しくは各市町村の情報をご確認ください)

### 〈申告方法〉

売上や対象となる事業用家屋・償却資産について、認定支援機関等に下記の事項の確認を得た必要書類とともに、市町村の窓口に申告します。尾上会計事務所と(有)ユアブレーションも認定支援機関ですので、対象となる場合はお申し付けください。

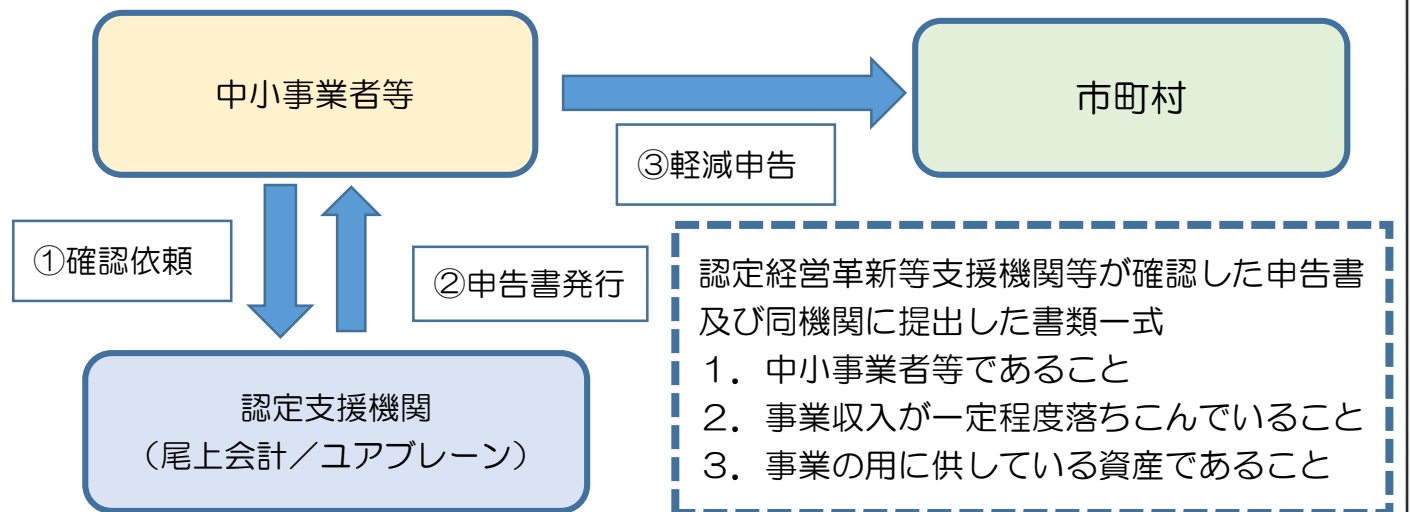
#### 1. 中小事業者等であることの確認 (法人の場合)

- 資本金を申告書の誓約事項で確認
- 大企業の子会社でない旨を申告書の誓約事項で確認
- 性風俗関連特殊営業を行っていない旨を申告書の誓約事項で確認

#### 2. 事業収入の減少の確認 (会計帳簿等で確認)

2020年2月～10月までの任意の連続する3月の事業収入の合計額を確認

- 前年同期と比べて30%以上50%未満減少 ⇒ 1/2の軽減
- 前年同期と比べて50%以上減少 ⇒ 全額免除



※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



情報

P3

## 年末調整手続きの電子化

平成30年度の税制改正により、令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除等証明書について勤務先へ電子データにより提供できるようになっております。

### □概要

- ①従業員が保険会社、金融機関、税務署等から控除証明書等を電子データで受領。
- ②従業員が国税庁のホームページ等からダウンロードした年末調整控除申告書作成用ソフトウェアに、住所・氏名等の基礎項目を入力し、電子データをインポートして年末調整申告書の電子データを作成。
- ③従業員が年末調整データ及び控除証明書等データを勤務先に提供。
- ④勤務先が提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算。

### □メリット

- ・ 検算が不要になる。
- ・ 添付書類の確認作業が削減できる。
- ・ 書類保管コストが減少。
- ・ 申告書の作成を簡素化できる。

### □事業者側の準備

- ・ 従業員が使用する年末調整申告書作成用ソフトウェアを決定する。
- ・ 従業員への周知。事前に従業員から同意を受ける必要はありませんが、手順などの周知が必要となります。
- ・ 電子データで受け取るようになるため、使用している給与システムの改修等が必要になる場合があります。
- ・ 「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を所轄税務署長へ提出（提出日の翌月末日までに承認又は承認しないことの決定がない場合は承認があったものとみなされます。）

### □従業員側の準備

- ・ 利用する年末調整申告書データを作成するソフトウェアを取得。
- ・ 保険会社等のホームページから控除証明データを取得。

【PX2をお使いの事業者様へ】

現時点では、控除証明書等をPX2またはあんしん給与にデータで読み込めないため、PX2等をご利用の事業者様は、令和2年分の年末調整については従来通りの計算処理をお願いします。今後の改修予定につきましては分かり次第順次お伝えします。（記事担当：松浦）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997

FAX \_\_\_\_\_